

【1】利益相反管理指針

1. 策定の趣旨

一般法人日本宇宙生物科学会（以下、当法人と略記）は、宇宙生物学の進歩、発展に貢献し、もって日本国の宇宙開発に寄与するとともに、国民の宇宙開発への理解をうることを目的としている。本利益相反管理指針は、当法人、および当法人会員（以下、会員と略記）のあらゆる活動について、学会として利益相反（conflict of interest: COI）に対する規程を策定したものである。

2. 利益相反開示の目的

当法人での研究成果の公表や教育・啓発活動においては、自らの社会的信頼を確保するために、当法人が定める基準（施行細則）に従って、利益相反状況について自主的に開示（自己申告）し、中立性と透明性を維持することで、社会への説明責任を果たす。

3. 対象者および対象の範囲

対象者は会員および学会が行う活動・事業に係わる者とする。なお、当法人の活動とは、学術大会、学会誌、刊行物、各委員会、およびこれらに関わる活動のことである。

4. 自己申告の内容

当法人の所定の様式で自己申告書を提出し、正確な情報開示の義務を負うものとする。なお、自己申告書に記載された内容については、申告者本人が責任を負うものとする。

- 1) 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職などへの就任
- 2) エクイティ（株式、出資金、ストックオプション、受益権など）の保有
- 3) 企業や営利を目的とした団体からの特許権などの使用料
- 4) 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）
- 5) 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料
- 6) 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費（治験、臨床試験費、受託研究、共同研究など）
- 7) 企業や営利を目的とした団体が提供する寄付金
- 8) 企業や営利を目的とした団体が資金提供者となる寄附講座
- 9) その他、上記以外の旅費（学会参加など）や贈答品などの受領

5. 自己申告書の評価および管理

1) 自己申告書の評価

第三者より利益相反の自己申告書が不適切（未申告、錯誤、虚偽など）であると指摘された場合は次のように対処する。

利益相反が不適切と指摘されたものが学会発表の場合は、当学会理事長と学術大会長が、指摘されたものがホームページや学会誌などの場合は、当学会理事長と編集委員長が、当法人の利益相反を管轄する委員会（以下、利益相反委員会と略す。当法人では、規約検討委員会が利益相反委員会の任を負う。）に諮問するかどうかを決定する。諮問す

ることに判断された場合は、利益相反委員会にて審議し、その結果を理事長に答申する。

利益相反委員会からの結果を受けて、理事長が演題（講演）の利益相反状態に問題があると判断した場合は、理事長はその演題（講演）については発表をさしとめることが出来る。既に、発表されたものについては、その演題（講演）要旨を取り消すことができる。理事長が発表論文の利益相反状態に問題があると判断した場合はその掲載を差し止めることが出来る。既に掲載されている場合は、その掲載を撤回することができる。これらの場合、速やかに、発表（予定）者または論文投稿者に、理由を付してその旨を通知する。

2) 情報の保管・管理

利益相反の自己申告書、および自己申告に関連して作成された通知文書などは重要な個人情報が含まれており、適切な期間、厳重な管理のもとに当法人事務局で保管する。

3) 利益相反に関する情報の開示

利益相反に関する情報は、必要があれば開示の可否、範囲、方法を検討するが、個人情報が含まれるため、開示に当たっては申告者と事前に相談し、その保護に十分配慮して行うものとする。

6. 指針の遵守、モニタリング、措置

1) 会員の義務

会員は、当法人が行うすべての事業を遂行する上で利益相反管理指針を遵守する義務を負う。また、当法人の会員および委員会委員は利益相反状態に深刻な変更が生じた場合は、直ちに自己申告書を再提出する。

2) 違反者への措置

本指針に反する事態が生じた場合は、当学会の主催する年次総会、雑誌、ホームページへの発表ならびに掲載を認めない。既に掲載されている場合は、その要旨、論文などを撤回する。

3) 不服申し立て

被措置者は、不服を申し立てることができる。その場合は利益相反委員会で再度審議し、理事会の協議を経て、その結果を通知する。

7. 施行細則の制定

利益相反に関して開示・公開すべき内容の詳細や実施の方法等について、開示基準が必ずしも確立されていない。本利益相反管理指針では、実際の運用については施行細則を制定する。開示する対象、開示の対象期間、開示する内容や範囲について、社会状況を見ながら施行細則を見直し、理事会の承認により変更できることにする。

8. 施行日および改定方法

利益相反に関して本利益相反管理指針は2020年4月1日から施行する。ただし、その後1年間は試行期間とする。改定が必要な場合には、理事会の決議を経て行うものとする。

【2】利益相反管理施行細則

1. COI 事項の申告

会員、非会員の別を問わず発表者は本学会が主催する学術大会などで宇宙生物科学研究に関する発表・講演を行う場合、発表者の全員は、配偶者、一親等の親族、生計を共にするものも含めて、その演題発表に際して、その内容に関連する企業や営利を目的とした団体との経済的な関係についての COI 状態の有無を、自己申告しなければならない。筆頭演者は、共同演者も含めて該当する COI 状態について開示するものとする。

本学会の学会誌などで発表を行う著者全員は、会員、非会員を問わず、発表内容が企業や営利を目的とした団体と経済的な関係を持っている場合、その発表内容に関わる COI 状態を開示するものとする。

本学会の役員（理事、監事）、幹事、委員会委員は、就任の前年度 1 年間における COI 状態の有無を、新就任時（就任後三ヶ月以内に）に開示するものとする。但し、COI の自己申告は、本学会が行う事業に関連する企業や営利を目的とする団体に関わるものに限定する。

2. 自己申告すべき事項

- ① 宇宙生物科学研究に関連する企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職については、1 つの企業・団体あたりからの報酬額が年間 100 万円以上は申告する。
- ② 株式の保有については、一つの企業についての 1 年間の株による利益（配当、売却益の総和）が 100 万円以上の場合、あるいは当該全株式の 5%以上を所有する場合は申告する。
- ③ 宇宙生物科学研究に関連する企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料については、一つの特許権使用料が年間 100 万円以上の場合は申告する。
- ④ 宇宙生物科学研究に関連する企業や営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、一つの企業・団体からの年間の講演料が合計 50 万円以上の場合は申告する。
- ⑤ 宇宙生物科学研究に関連する企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、一つの企業・団体からの年間の原稿料が合計 50 万円以上の場合は申告する。
- ⑥ 宇宙生物科学研究に関連する企業や営利を目的とした団体が提供する研究費については、一つの企業・団体から研究に対して支払われた総額が年間 100 万円以上の場合は申告する。
- ⑦ 宇宙生物科学研究に関連する企業や営利を目的とした団体が提供する奨学寄附金については、一つの企業・団体から 1 名の研究代表者に支払われた総額が年間 100 万円以上の場合は申告する。
- ⑧ 宇宙生物科学研究に関連する企業や営利を目的とした団体が提供する寄附講座に申告者らが所属している場合は申告する。
- ⑨ その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、一つの企業・団体から受けた総額が年間 5 万円以上の場合は申告する。ただし、⑥、⑦については、発表者個人か、発表者が所属する部局（講座、分野）あるいは研究室などへ研究成果の発表に関連し、開示すべき COI 状態にある企業や団体などからの研究経費、奨学寄附金などの提供があ

った場合に申告する必要がある。

3. 利益相反状況の開示

以下に該当する場合は、利益相反に関する情報を開示しなければならない。

① 年次学術集会における発表者およびセミナーや教育講演の講師(様式1)

講演、ないし発表の最初か最後に、利益相反自己申告に関するスライドを加える。ポスター発表の場合は最後の部分に開示する。

1) 自己申告すべき内容がない場合

『利益相反自己申告：申告すべきものなし』と開示する。年次学術集会での発表の場合は、要旨の末尾に『利益相反自己申告：申告すべきものなし』と記載すれば、様式1の書類の提出を求めない。

2) 自己申告すべき内容がある場合

様式1の自己申告書を用いて開示する。

② 学会誌・刊行物への投稿者(様式2)

1) 自己申告すべき内容がない場合

『利益相反自己申告：申告すべきものなし』と論文の末尾に記載する。学会誌への投稿の場合、様式2の書類の提出を求めない。

2) 自己申告すべき内容がある場合

様式2(日本語版)の自己申告書を提出する。

3) 当学会の英文誌(Biological Science in Space)に投稿の場合

申告すべき内容がない場合は、No conflicts of interest to be declared.と論文の末尾に記載する。様式2(英語版)の提出は必要ない。

申告すべき内容がある場合は、様式2(英語版)を提出するとともに、論文末尾に PH and JP (Initials) have served on advisory boards for ABC, Inc. PH has received research support from AAA Pharmaceutical Co. などその内容を記載する。

③ 役員(理事、監事)、幹事、代議員および委員会委員(様式3)

上記役員については、就任の前年度1年間におけるCOI状態の有無を、新就任時(就任後三ヶ月以内に)に自己申告書様式3を用いて開示するものとする。就任期間中に変更があった場合も適時、自己申告書様式3を用いて変更申請する。

4. COI 取扱い

学会発表のための抄録登録時あるいは本学会誌への論文投稿時に提出されるCOI自己申告書は提出の日から2年間、本学会事務局で厳重に保管される。同様に、役員、幹事、委員会委員などのCOI自己申告者は、最終の任期等の満了あるいは委員の委嘱撤回の日から2年間、本学会事務局で厳重に保管される。2年間の期間を経過したものについては、会長の監督下で速やかに削除・廃棄される。但し、削除・廃棄することが適当でないと理事会が認めた場合には、必要な期間を定めて当該申告者のCOI情報の削除・廃棄を保留できる。

5. 施行日および改定方法

利益相反に関して本利益相反施行細則は2020年4月1日から施行する。但し、その後1年

間は試行期間とする。改定が必要な場合には、理事会の決議を経て行うものとする。

日本宇宙生物科学学術集会 第 回大会

一般社団法人 日本宇宙生物科学会 事務局 宛

e-mail: jsbss-office@spacebio.sakura.ne.jp

利益相反自己申告書

(講演者・演題発表者)

申告の日付	年 月 日			
発表者氏名 (全員)				
発表演題名				
項目	金額	対象者	該当の状況	該当する場合、企業名など
役員・顧問職	報酬額 100 万円以上	本人	有・無	
		親族 (1 親等)	有・無	
株式の利益	利益 100 万円以上 または全株の 5% 以上	本人	有・無	
		親族 (1 親等)	有・無	
特許使用料	1 件あたり年間 100 万円以上	本人	有・無	
		親族 (1 親等)	有・無	
講演料など	1 社あたり年間 50 万円以上	本人	有・無	
原稿料など	1 社あたり年間 50 万円以上	本人	有・無	
研究費	1 社あたり年間 100 万円以上	本人	有・無	
奨学寄付金	1 社あたり年間 100 万円以上	本人	有・無	
寄附講座		本人	有・無	
旅行・贈答品 など	1 社あたり年間 5 万円以上	本人	有・無	

*筆頭演者は共同演者も含めて該当する COI 状態をまとめて申告する。

*該当する場合、発表者（筆頭演者、共同演者）名、企業名を記載する。

例) 日本太郎：〇〇製薬 日本花子：〇〇薬品

*研究費、奨学寄付金は発表者個人か、発表者が所属する部局（講座、分野）あるいは研究室などへ研究成果の発表に関連し、開示すべき COI 状態にある企業や団体などからの提供があった場合に申告する。

利益相反自己申告書

(学会誌や日本宇宙生物科学会からの刊行物の執筆者用)

申告の日付	年 月 日			
著者名 (全員)				
論文名				
項目	金額	対象者	該当の状況	該当する場合、企業名など
役員・顧問職	報酬額 100 万円以上	本人	有・無	
		親族 (1 親等)	有・無	
株式の利益	利益 100 万円以上 または全株の 5% 以上	本人	有・無	
		親族 (1 親等)	有・無	
特許使用料	1 件あたり年間 100 万円以上	本人	有・無	
		親族 (1 親等)	有・無	
講演料など	1 社あたり年間 50 万円以上	本人	有・無	
原稿料など	1 社あたり年間 50 万円以上	本人	有・無	
研究費	1 社あたり年間 100 万円以上	本人	有・無	
奨学寄付金	1 社あたり年間 100 万円以上	本人	有・無	
寄附講座		本人	有・無	
旅行・贈答品 など	1 社あたり年間 5 万円以上	本人	有・無	

* 共著者を含めて著者全員が各々の COI 状態を申告する。

* 研究費、奨学寄付金は発表者個人か、発表者が所属する部局（講座、分野）あるいは研究室などへ研究成果の発表に関連し、開示すべき COI 状態にある企業や団体などからの提供があった場合に申告する。

著者名 _____

Self conflict of conflict

(For authors of academic journals and publications
from the Japanese Society of Biological Science in Space)

Date				
Authors *				
Title of manuscript				
	Amount of money			From companies
Officer/advisor position	1 million yen or more	Author	yes • no	
		Relation in the first degree	yes • no	
Stock profit	1 million yen or more, or 5% or more of all stocks	Author	yes • no	
		Relation in the first degree	yes • no	
Patent royalty	1 million yen or more	Author	yes • no	
		Relation in the first degree)	yes • no	
Speech fee etc.	0.5 million yen or more	Author	yes • no	
Document fee etc.	0.5 million yen or more	Author	yes • no	
Research funding	1 million yen or more	Author	yes • no	
Scholarship donation	1 million yen or more	Author	yes • no	
Donation course		Author	yes • no	
Travel • gifts etc.	Fifty thousand yen or more	Author	yes • no	

* All authors including co-authors declare their COI status.

Signature of author

利益相反自己申告書
(理事・監事・幹事・社員(代議員)・委員会委員用)

申告の日付	年 月 日			
申告者氏名				
本学会における役職	☐ 理事 ☐ 監事 ☐ 幹事 ☐ 社員（代議員） ☐ 委員会委員（ ）			
	金額	対象者	該当の状況	該当する場合、企業名など
役員・顧問職	報酬額 100 万円以上	本人	有 ・ 無	
		親族 (1 親等)	有 ・ 無	
株式の利益	利益 100 万円以上 または全株の 5%以上	本人	有 ・ 無	
		親族 (1 親等)	有 ・ 無	
特許使用料	1 件あたり年間 100 万円以上	本人	有 ・ 無	
		親族 (1 親等)	有 ・ 無	
講演料など	1 社あたり年間 50 万円以上	本人	有 ・ 無	
原稿料など	1 社あたり年間 50 万円以上	本人	有 ・ 無	
研究費	1 社あたり年間 100 万円以上	本人	有 ・ 無	
奨学寄付金	1 社あたり年間 100 万円以上	本人	有 ・ 無	
寄附講座		本人	有 ・ 無	
旅行・贈答品など	1 社あたり年間 5 万円以上	本人	有 ・ 無	

* 研究費、奨学寄付金は発表者個人か、発表者が所属する部局（講座、分野）あるいは研究室などへ研究成果の発表に関連し、開示すべき COI 状態にある企業や団体などからの提供があった場合に申告する。